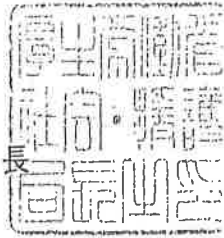


社援発第1005015号
平成17年10月5日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



余裕教室を活用した社会福祉施設への改築整備の促進について

標記の国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（以下「事務次官通知」という。）により行うこととされているが、今般、公立学校の余裕教室等を社会福祉施設に転用する際の改築整備においては、次の取扱いによる場合も国庫補助の対象とすることとし、平成17年4月1日より適用することとしたので、管内市町村に周知徹底を図るようご配慮願いたい。

なお、平成11年3月24日社援第709号「余裕教室を活用した社会福祉施設への改築整備の促進について」は廃止する。

1 趣旨

障害者福祉サービス等への需要の高まりに対応し、デイサービス等各種サービスの充実が図られているところであるが、そのための施設の確保に際しては、既存の社会資源の有効活用が重要な課題となっている。こうした観点から、公立学校の余裕教室等を活用し、デイサービスセンター等への転用を推進するものである。



2 対象事業

公立学校の余裕教室等であって、3に定める施設への転用を行うに当たって必要な以下の事業

- (1) 施設の一部改修
- (2) 施設の付帯設備の改造
- (3) 施設の模様替え
- (4) その他余裕教室の社会福祉施設への転用に必要な工事

3 対象施設

余裕教室等を、次のいずれの事項にも該当する施設に転用する公立学校

- (1) 事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金交付要綱」の2に掲げられている施設
- (2) 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（平成9年11月20日文教施第87号文部省教育助成局長通知）の別表「報告事項一覧」の2-(2)に掲げられている施設

4 実施主体

市町村

5 補助基準

事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金交付要綱」の別表4に定めるところによるものとする。